

## 規制の事前評価書

### 1 規制の名称

行政調査に関する規定の整備

### 2 担当部局

警察庁生活安全局生活環境課

### 3 評価実施時期

平成20年9月

### 4 規制の目的、内容及び必要性

#### (1) 規制の目的及び必要性

銃砲刀剣類所持等取締法においては、銃砲刀剣類の所持許可の申請があった場合や、所持許可を受けて銃砲刀剣類を所持する者が欠格事由に該当するとの情報があった場合に、その者が欠格事由に該当するか否かを調査するに当たり、その者に対し、必要な事項の報告を求めたり、医師の診断を受けるべきことを命じることや、公務所等に照会することの根拠となる規定を置いていない。

しかしながら、銃砲刀剣類による危害を予防するためには、銃砲刀剣類の所持者に対して必要な監督を行う必要があり、そのためには、適宜かつ的確な報告徴収、照会等の根拠規定を整備する必要がある。

#### (2) 規制の内容

都道府県公安委員会は、銃砲刀剣類所持等取締法第4条若しくは第6条による許可を受けた者が当該許可を受けた後も引き続き許可の基準に適合しているかどうか、又は新たに設ける年少射撃資格の認定を受けた者が当該認定を受けた後も引き続き認定の基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、その者に対し、その指定する医師の診断を受けるべきことを命じ、若しくは必要な事項の報告を求め、又は公務所、公私の団体その他の関係者に照会して必要な報告を求めることができることとする。

---

\* 銃砲刀剣類所持等取締法第10条の6は、銃砲を保管する者に対して、銃砲の保管の状況について必要な報告を求めることができる旨規定しているが、報告を求めることができる対象者は銃砲を保管する者に限定され、求めることができる報告は銃砲の保管の状況について必要な報告に限定されている。また、銃砲刀剣類所持等取締法第13条後段は、同法第4条第1項第1号の規定による許可を受けた者に対して、当該許可を受けた猟銃等を当該用途に供しているかどうかについて必要な報告を求めることができる旨規定しているが、報告を求めることができる対象者は同法第4条第1項第1号の規定による猟銃等の所持許可を受けた者に限定され、求めることができる報告は猟銃等を許可に係る用途に供しているかどうかについての報告に限定されている。

## 5 法令の名称・関連条項とその内容

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3及び第13条の2

## 6 想定される代替案

特になし。

## 7 規制の費用

### 遵守費用

銃砲刀剣類所持等取締法第4条又は第6条による許可を受けた者が当該許可を受けた後も引き続き許可の基準に適合しているかどうかなどを調査するため必要があると認めるときに、指定された医師の診断を受けて報告する事務的負担が生じる。また、同様の場合に、公務所等にも都道府県公安委員会に対し報告をする事務的負担が生じる。

### 行政費用

都道府県公安委員会が報告を受ける事務的負担が生じるが、特段の体制強化等なく対応できるものであり、増加する行政費用は僅少である。

### その他の社会的費用

上記の費用以外に増加する費用は想定されない。

## 8 規制の便益

銃砲刀剣類所持等取締法第4条又は第6条による許可を受けた者等から確実に報告を徴収することにより、銃砲刀剣類の所持不適格者を発見し、銃砲刀剣類による危害が予防される。

## 9 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

銃砲刀剣類所持等取締法第4条又は第6条による許可を受けた者等から確実に報告を徴収することにより、銃砲刀剣類の所持不適格者を発見することができ、銃砲刀剣類による危害が予防される。一方、銃砲刀剣類所持等取締法第4条又は第6条による許可を受けた者が当該許可を受けた後も引き続き許可の基準に適合しているかどうかなどを調査するため必要があると認めるときに、指定された医師の診断を受けて報告する事務的負担が生じる。また、同様の場合に、公務所等にも都道府県公安委員会に対し報告をする事務的負担が生じる。これらの費用は、得られる便益に比して正当化できる範囲のものであることから、改正案は適切であると評価できる。

## 10 有識者の見解その他の関連事項

平成20年5月から、銃砲規制等の在り方に関して有識者・専門家から意見を聴取することを目的として「銃砲規制のあり方に関する懇談会」（座長：藤原静雄 筑波大学

大学院ビジネス科学研究科教授)が設置され、幅広く検討が行われ、同年7月に「銃砲規制等の在り方に関する意見書」を取りまとめた。

今般の法改正案については、当該意見書の内容を反映させたものとなっている。

#### 11 レビューを行う時期又は条件

当該規制は、社会秩序の基本に係る最小限度の規制であり、見直し規定を置かないものの、社会情勢に応じて必要があると認めるときは所要の措置を講ずるものとする。